

東京都後期高齢者医療広域連合における傷病手当金の支給について(概要)

1 経緯

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、国からの要請に基づき、後期高齢者医療の被保険者に対し傷病手当金の支給するため、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を一部改正し、広域連合規則で定める日から傷病手当金の支給を開始することとした。

なお、本区においては、当該条例改正により、後期高齢者の傷病手当金の支給に関する受付事務を行うため、墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものである。

2 傷病手当金の支給要件等

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われる給与等収入者

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

直近の連続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times 2/3 \times$ 日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日から規則で定める日までの間

3 広域連合が見込む予算等

(1) 予算

約8千万円

(2) 対象者

約2,400人(給与等収入者の1%)

(3) 財源

国が特別調整交付金で全額を補てん

4 施行日等

広域連合規則で定める日